

- ① 許可対象者
国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
- ③ 期間
1年以内
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、網、わな又は手捕とする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方
有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。
その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。
有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。
また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定
被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記1に加え次のとおりとする。

① 基本的考え方

1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

【第四 有害鳥獣捕獲の項目より】

鳥獣保護事業計画には、有害鳥獣捕獲に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1. 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

さらに、人が排出する生ゴミ等への依存が、鳥獣による被害等の誘因となっていることにかんがみ、被害等の防止の観点から、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図ることとする。

2. 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は次のとおりとする。

(1) 基本的考え方

① 許可の考え方

1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則

として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ワソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図る場合にあつては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

【1 (1) に記載】

【1 (9) に記載】

として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ワソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、移入鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあつては、当該移入鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 許可しない場合の考え方

以下の場合にあつては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の予定等に照らして明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に移入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域における当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保や杜寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ 銃猟禁止区域内で銃猟を行う場合であつて、銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、銃猟禁止区域内における銃猟に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

3) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

西日本のツキノワグマや東北地方のニホンザルなど生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、特に有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれのない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という）は、①1)で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また、①1)で示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものであるから、予察捕獲については、原則として「特定鳥獣の数の調整」を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

【1 (4) に記載】

【1 (5) に記載】

4) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（予察捕獲）は、①1)で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対処するものとする。

② 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、猟具への標識の装着などについて付するものとする。

③ 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事に係る鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該鳥獣の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの判断の必要性、市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案した上で、地域の実情に応じて適切に市町村に委譲され、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従って適切に事務が遂行されとともに、都道府県知事に対する許可事務の執行状況及び許可に基づく捕獲の実施状況の報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村を含み申請が多数必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことのないよう配慮するものとする。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

【1 (7) に記載】

【1 (8) に記載】

④ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

なお、許可を受けた者が使用する猟具（銃器を除く。）には、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うよう指導するものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ、モグラ類を捕獲する場合であって、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。

⑤ 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれらを利用するよう指導するものとする。なお、捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養管理の手続きをするよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないように指導するものとする。特に、クマ類については、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

⑥ 捕獲等又は採取等の情報の収集

捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲の場所、捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせるものとする。

また、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等により求めるものとする。

4) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として「特定計画に基づく数の調整」を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握するなどして、特定計画における捕獲目標数等と

の整合を図るものとする。
なお、実施に当たっての留意事項は(2)・①-3)に準じるものとする。

② 捕獲許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって、銃器(装薬銃)を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合にあつては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網・わな猟免許又はわな猟免許を所持するものとする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)に対する許可に当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、地方公共団体が、構造改革特別区域法に基づき構造改革特別区域の認定(「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」)を申請し、その認定を受けた地域において、銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中に網・わな猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網・わな猟免許及びわな猟免許を受けていない者は、網・わな猟免許を受けていない者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることが出来ることとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のア又はイに該当する場合のみ対象とするものとする。

ア 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(2) 捕獲許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

① 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であつて、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合にあつては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網・わな猟免許を所持するものとする。

また、捕獲等又は採取等の効率の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)に対する許可に当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網・わな猟免許を受けていない者は、網・わな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

② 鳥獣の種類・数

1) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

2) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のア又はイに該当する場合のみ対象とするものとする。

ア 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

- 37 -

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。

3) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であつて、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完了するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予測される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等)をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と承認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応するものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるよう行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあつては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施及び、休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあつて

イ 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

3) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。

③ 期間

1) 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であつて、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完了するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予測される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

2) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

3) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等)をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と承認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応するものとする。

4) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

④ 区域

1) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

2) 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。

3) 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるよう行うものとする。この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあつては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施及び、休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

⑤ 方法

原則として規則第45条に危険猟法として規定される手段は用いることはできないものとする。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであつて、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

- 38 -

は禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる、結果として被害等の発生を遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ、シカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報普及により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき都道府県知事が作成した特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

(1) 許可対象者

また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥獣に限ってその使用を認めるものとする。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる、結果として被害等の発生を遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

3. 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

(1) 捕獲隊の編成

イノシシ、シカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。捕獲隊の編成の指導に当たっては、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成するものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

(2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、環境省自然保護事務所（支所）との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。

(3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、被害実態等の一般への情報普及により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

② 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき都道府県知事が作成した特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許及びわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。

さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

(3) 期間

① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

③ 狩猟期間中の許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。

(4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

(5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥獣に限ってその使用を認めること。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。

5. その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網・わな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。

さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

3) 期間

ア 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

イ 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

ウ 狩猟期間中の許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。

4) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

5) 方法

原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定により環境

大臣の許可を受けたものにあっては、この限りでない。

また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥獣に限ってその使用を認めること。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。

② その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。